

1. 「大木町業務継続計画」について

町は、地震・水害等の大規模災害が発生した際には、災害応急対策業務を実施し、その後の復旧・復興対策業務を実施することとなります。また、新型インフルエンザ等の感染拡大期においては、感染拡大防止対策業務を実施することとなります。一方で、そうした非常時においても継続して実施しなければならない通常業務も存在します。

大木町業務継続計画は、人員、物資、施設設備等に制約がある状況下において、上記業務のような優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておくことにより、当該状況下にあっても、適切な業務執行を行うことができるようにしたものです。

2. 基本方針

非常時においては、次の方針に基づき、非常時優先業務を実施することとします。

- ・住民の生命、身体、財産の保護を最優先とする
- ・非常時優先業務以外の通常業務は、原則として停止し、優先度（住民生活への影響度）の高い通常業務から適宜再開する
- ・非常時優先業務の実施のための体制を整える（横断的な人員配置、執務機能の確保・回復）

3. 被害想定

災害想定として①風水害、②地震、**感染症被害**として③新型インフルエンザを想定します。以下を最大限の被害想定とし、被害程度により業務実施体制環境を想定します。

風水害	町全域1m～3m未満の浸水が1日未満継続。この間、庁舎1階使用不可。 電気供給が最大3日間停止。非常用電源は浸水により使用不可。 各小中学校校舎2階に数百人の避難者あり。 浸水解消後も最大1週間、数百人の避難者あり。
地震	庁舎使用不可。長期にわたり代替庁舎での業務実施。 電力、水道供給が最大5日間停止。 各避難所に避難者殺到。数百人の長期避難者あり。
新型インフルエンザ	2か月間の流行期間のうち、ピーク時の2週間は職員の40%が欠勤。